

# 適正な車上作動処理業務 について

## エアバッグ類 車上作動処理業務における措置実施について

自動車メーカー等は、「自動車リサイクル法」第 28 条のもとに解体業者と委託契約を締結し、主務大臣の認定を受けた解体業者にエアバッグ類の車上作動処理を実施いただいております。

この解体業者がエアバッグ類を処理せず破砕業者に引き渡すこと等は、「自動車リサイクル法」第 16 条 3 項（再資源化実施義務）の違反であるとともに、「エアバッグ類 車上作動処理業務規約」第 7 条第 1 項（車上作動処理登録取消し）等に抵触することになります。

自動車メーカー等および当機構では、2005 年度以降、解体業者との契約に従い車上作動処理監査を実施し適正業務に関する周知徹底を実施しておりますが、一部において不適切な行為が発見されたことから、2009 年 10 月、および 2010 年 6 月に改定した規約に従い、下記の通り措置を実施することといたしました。

なお、当該措置結果については、主務官庁および所管する自治体に通知するとともに、当機構 HP にて適宜報告させていただきます。

つきましては、解体業者の皆様におかれましては、今後とも適正処理の実施をお願い致します。

### 【車上作動処理委託契約業者としての登録取消、または車上作動処理業務の一時停止に該当した事例】

**事例①：**自社で解体した全車台についてすべてのエアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引渡そうとしていた。

**事例②：**自社で解体した一部車台について一部のエアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引渡そうとしていた。



**事例③：**エアバッグ類を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。



**事例④**：取り外したエアバッグ類を再販等の  
目的で部品倉庫に保管していた。



※上記事例①～④以外にも自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類適正  
処理情報」等に従った作業手順・作業方法が実施されていない時、自再協  
が行なう現地監査の受け入れを拒否した時等も措置の対象となる場合が  
あります。

「エアバッグ類車上作動処理」に関する業務手順書

◆エアバッグ類の処理および処理実績の管理を確実に行う為、以下の手順で車上作動処理業務を行って下さい。

基本業務手順		業務手順詳細	担当者名
①	実車のエアバッグ類「有無」の確認。		
②	実車のエアバッグ類「有無」と移動報告上のエアバッグ類「有無」との整合。	☞ポイント 装備「有無」を確認して引取報告	
③	使用済自動車の引取報告(解体工程)	☞ポイント 「車台詳細情報」で装備確認	
④	実車のエアバッグ類の部位と個数を確認。 (車台詳細情報の利用)	☞ポイント 処理忘れがないか確認	
⑤	車上作動処理作業の実施。 (全ての部位が作動済みか確認) (ハーフカット車両については車台を切る前にエアバッグ類の処理を行なう)		
⑥	車上作動処理を行った実績を管理台帳に速やかに記入。 (管理台帳は5年間保管)	☞ポイント 台帳には実際に処理したエアバッグ類の個数を記入 (装備個数ではありません！)	
⑦	管理台帳を見ながら、エアバッグ類の引渡報告を速やかに実施。	☞ポイント 管理台帳を見ながら引渡報告	

発行：自動車再資源化協力機構

「エアバッグ類車上作動処理」に関する業務手順書（記入用）

◆エアバッグ類の処理および処理実績の管理を確実に行う為、  
以下の手順で車上作動処理業務を行って下さい。

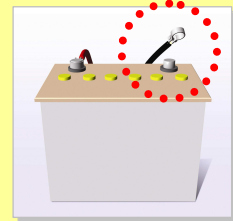
基本業務手順		業務手順詳細	担当者名
①	実車のエアバッグ類「有無」の確認。		
②	実車のエアバッグ類「有無」と移動報告上のエアバッグ類「有無」との整合。		
③	使用済自動車の引取報告(解体工程)		
④	実車のエアバッグ類の部位と個数を確認。 (車台詳細情報の利用)		
⑤	車上作動処理作業の実施。 (全ての部位が作動済みか確認) (ハーフカット車両については車台を切る前にエアバッグ類の処理を行なう)		
⑥	車上作動処理を行った実績を管理台帳に速やかに記入。 (管理台帳は5年間保管)		
⑦	管理台帳を見ながら、エアバッグ類の引渡報告を速やかに実施。		

## 車上作動処理時の安全対策について

作業員の皆さまの安全確保の観点から、必ず「エアバッグ類 適正処理情報」の注意事項とともに以下の事項を守って作業を行ってください。

### ➤ バッテリー端子をはずし所定時間放置

誤作動を防ぐため、バッテリーのマイナスターミナルを外し、所定時間（適正処理情報「各社情報」参照）放置した後作業を開始。



### ➤ 静電気の除去

誤作動を防ぐため、車両や鉄柱等確実にアースがとれるものに素手で触れて除電してから作業を開始。



### ➤ 保護メガネ・手袋着用

静電気による誤作動および怪我防止のため、作業開始から終了まで保護メガネ・手袋を着用。



### ➤ ドアを閉めガラス等の飛散防止

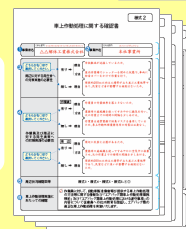
ガラス飛散等による怪我防止のため、車台のドア・窓を閉め、**車両全体をカバー・毛布・コンテナ等で覆い**飛散防止対策を実施。

- ※ 車両にドア・窓がある場合でも必ず実施
- ※ ダッシュボードの上に何も無いことも確認



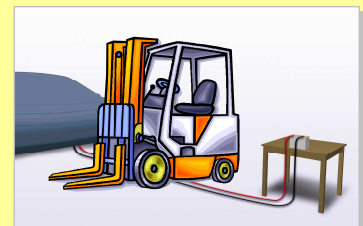
### ➤ 発生音・発生臭等への対策

車上作動処理契約申込時に宣言（申込書類（様式 2）等）した発生音・発生臭対策を実施。



### ➤ 通電時の距離を確保するとともに**遮蔽物を設置**

ガラス等飛散による怪我防止のため車両から 5m 程度（適正処理情報「各社情報」参照）離れて、**車両との間についたてやフォークリフト等の遮蔽物を設置**。



➤ **通電時のヘルメット着用**

ガラス等の飛散物から頭部を保護するため、ヘルメットを着用。



➤ **通電実施を周囲に伝え、周辺の安全を確認して通電**

作業員以外の方の安全確保のため周囲に通電実施を呼びかけ、車両周辺に人がいないことを確認して通電。



➤ **マスクを着用し車室内のガスを換気**

発生ガスを吸引しないよう、換気時はマスクを着用。



➤ **すべての部位が作動済みであることを確認し台帳に記録**

換気が完了したらすべての部位が作動済みであることを確認し、速やかに処理実績を記録。シートベルトプリテンショナーも忘れずに確認。



➤ **その他の注意事項**

①以下の作業は、危険ですから決して行わないでください。



可燃性のカバーを直接掛ける。



車台から外しシートの上等で車上作動処理する。

②ハーフカット作業は、車上作動処理作業を実施してから行ってください。ハーフカット後に車上作動処理を行うことは安全上大変危険です。



**万一、事故等が発生した場合は、現場を保存(写真等による保存でも可能)の上、速やかに自動車再資源化協力機構までご連絡ください!!!**

自動車再資源化協力機構

TEL: 03-5405-6155 / E-mail: [info@jarp.org](mailto:info@jarp.org)